

農薬を使用する皆様へ！

農薬を使用するときは、農薬取締法を遵守し、以下の事項に注意して使用しましょう。違反した場合、罰せられることがあります。

農薬を使用する場合の注意事項

①ラベルをよく読み、使用基準を守りましょう

- ・農林水産省登録番号の有無を確認し、記載内容を必ず守りましょう。
- ・「毒物及び劇物取締法」で定められた、毒性の強い物質が含まれている場合には、**医薬用外毒物**、**医薬用外劇物**の表示がされていますので、特に注意してください。
- ・誤った取扱いで事故等がおこった場合、多くの人や動物に被害を及ぼすこともあります。

②保護具を着用しましょう

「口から飲み込む」、「目に入る、肌につく」、「揮発ガスを口や鼻から吸い込む」等の危険性があるため、マスクや保護メガネ、手袋、防除衣などを着用しましょう。

③周囲の方への通知と飛散防止対策をしましょう

住宅地や学校などの近隣では、農薬飛散による健康被害が生じないように、十分な対策を講じるとともに、周囲の方への事前の周知を行いましょう。

④農薬の使用実績を記録しましょう

農薬を使用したときは、散布月日、作物名、薬剤名、希釈倍数、散布量、防除対象病害虫などを記帳しておきましょう。

農薬の保管に関する注意事項

①必ず鍵のかかるところに保管しましょう

農薬には、毒物や劇物を含むものもあります。必ず、鍵のかかるところに責任を持って保管してください。

②容器の移し替えは絶対にやめましょう

他の容器、特にペットボトルなどの飲食物の容器への移し替えは、誤飲等の事故の原因となりますので、絶対にやめましょう。

● 不用になった農薬は？

- ・河川等に投棄した場合、人畜や魚介類、ペットなどの動物に甚大な被害が生じる恐れがあるので、絶対にやめましょう。
- ・空容器、空袋、不用になった農薬等の廃棄は、処理を専門にしている業者に依頼するか、農薬を購入した販売店に相談してください。

● 盗難・紛失・漏えい・浸出・流出の場合は？

- ・盗難、紛失の場合は、直ちに警察に通報してください。
- ・漏えい、浸出、流出した場合は、直ちに関係機関である保健所や警察署、消防署等に通報してください。
- ・被害が拡大しないよう、人の立ち入りを禁止したり、風下の人に知らせるなどの措置を講じましょう。

農薬の使用に関する相談窓口

海草	振興局	農業水産振興課	TEL:073-441-3380
那賀	振興局	農業水産振興課	TEL:0736-61-0025
伊都	振興局	農業水産振興課	TEL:0736-33-4930
有田	振興局	農業水産振興課	TEL:0737-64-1273
日高	振興局	農業水産振興課	TEL:0738-24-2926
西牟婁	振興局	農業水産振興課	TEL:0739-26-7941
東牟婁	振興局	農業水産振興課	TEL:0735-29-2011

